

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 六七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六六
- 保安林の指定を解除する予定である件 六六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 六六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 六六
- 公有水面埋立てについて免許した件 六九
- 公 告**
- 福島県税条例等に基づき災害等により延長した期限を指定する件二件 六〇
- 随意契約の相手方を決定した件 六〇
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 六三
- 落札者を決定した件 六三
- 福島県教育委員会教育長 六三
- 随意契約の相手方を決定した件 六三
- 福島県監査委員 六三
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 六四

## 告 示

福島県告示第八百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前） 仙台ターミナルビル株式会社  
代表取締役 新妻 博敏  
宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号  
（変更後） 仙台ターミナルビル株式会社  
代表取締役 松崎 哲士郎  
宮城県仙台市青葉区中央一丁目一番一号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前） 別紙書面のとおり  
（変更後） 別紙書面のとおり
  - 三 変更した年月日  
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成二十九年六月二十七日  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり
  - 四 届出年月日  
平成三十年十一月一日
  - 五 届出をした者  
仙台ターミナルビル株式会社  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月十三日から平成三十一年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商

工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二七番一ほか
- 二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

東京センチュリー株式会社

代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

(変更後) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

東京センチュリー株式会社

代表取締役 浅田 俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

三 変更した年月日

平成二十九年六月二十九日

四 届出年月日

平成三十年十一月二日

五 届出をした者

東京センチュリー株式会社

三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八百二十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)須賀川山寺道開発プロジェクト 福島県須賀川市山寺道七七番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八百二十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡只見町大字蒲生字西山一六三二の一六、一六三二の三四、一六三二の七〇、一六二二の七一、一六二二の七三

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第八百二十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡昭和村大字野尻字向ノ山五七六の一から五七六の一〇まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、昭和村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 強清水牧野農業協同組合
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第七百八十五号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 五十嵐ミツイ 五十嵐八郎 星千代吉 鹿目マサノ 五十嵐亀吉 芳賀吉夫 芳賀留五郎
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第二千二百二十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 荒栄喜 半谷義実 高橋祐真 佐藤忠信
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第二千六百六十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第八百三十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許した。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名  
 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力ホールディングス株式会社  
 神奈川県鎌倉市津西二丁目八番十一号 代表執行役社長 小早川 智明
- 二 免許の年月日  
 平成三十年十一月一日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積
  - 1 位置  
 双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十五の地先公有水面
  - 2 区域  
 次の地点のうち、一―一地点と一―六の地点を結ぶ平成二十四年四月二十日付け福島県指令第五百十六号で免許された埋立地の境界線、一―一の地点から三―七の地点までを順次に結ぶ線及び三―七の地点と一―六の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域  
 三―一の地点 夫沢二等三角点（北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一四一度〇〇分一八・九八一六七秒）から六五度一四分三一秒二八五  
 八・五二〇メートルの地点  
 三―二の地点 三―一の地点から九〇度〇分〇秒六〇・三一一メートルの地点  
 三―三の地点 三―二の地点から一八〇度〇分〇秒二七・五五〇メートルの地点

- 四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積
- 3 面積  
千八百十三・六一平方メートル
- 1 位置  
双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面区域
- 2 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び一七の地点と一〇の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- 一〇の地点 九の地点から二七〇度〇分〇秒七五・八八七メートルの地点
  - 九の地点 八の地点から二四二度四分五秒五九・八五〇メートルの地点
  - 八の地点 七の地点から三三三度三分二六秒一・三七二メートルの地点
  - 七の地点 六の地点から二四二度四分三六秒九五・七八五メートルの地点
  - 六の地点 五の地点から三三七度五〇分一秒九三・三一六メートルの地点
  - 五の地点 四の地点から三三四度一〇分一〇秒四二〇・八五五メートルの地点
  - 四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒一三四・三一五メートルの地点
  - 三の地点 二の地点から一三〇度〇分〇秒四一三・一九九メートルの地点
  - 二の地点 一の地点から九〇度〇分〇秒二七三・五〇三メートルの地点
  - 一の地点 度〇〇分一八・九八一六七秒) から六二度一分二七秒二八五八・七〇一メートルの地点
- 三十四の地点 三十三の地点から一七八度四分二五秒九八・三七八メートルの地点
  - 三十五の地点 三十四の地点から一七八度五二分五一秒二四七・〇四九メートルの地点
  - 三十六の地点 三十五の地点から一八一度一九分〇秒九八・六一二メートルの地点
  - 三十七の地点 三十六の地点から一七九度二八分五二秒二・八三八メートルの地点
  - 一六の地点 三十七の地点から二八四度三八分一八秒〇・三一五メートルの地点
  - 一五の地点 一六の地点から三五九度二九分一八秒二・七六〇メートルの地点
  - 一四の地点 一五の地点から一度一九分一秒九八・六一〇メートルの地点
  - 一三の地点 一四の地点から三五八度五二分五一秒二四七・〇四〇メートルの地点
  - 一二の地点 一三の地点から三五八度四分二五秒九八・〇八六メートルの地点
  - 一一の地点 一二の地点から二六九度三八分四一秒六〇・〇二一メートルの地点

- 五 埋立地の用途  
物揚場及び護岸
- 3 面積  
二十七万七千九百九十一・二七平方メートル
- 一七の地点 一六の地点から二七〇度〇分〇秒八六・四五四メートルの地点
  - 一六の地点 一五の地点から三五八度四分五一秒四三八・七一四メートルの地点
  - 一五の地点 一四の地点から九〇度三分三二秒七一・〇五七メートルの地点
  - 一四の地点 一三の地点から〇度〇分〇秒三七・四九三メートルの地点
  - 一三の地点 一二の地点から四五度八分五〇秒二六・三三八メートルの地点
  - 一二の地点 一一の地点から九〇度〇分〇秒五六・四八〇メートルの地点
  - 一一の地点 一〇の地点から〇度〇分〇秒七一・四三三メートルの地点

公 告

公告第二百五十六号  
福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件(平成三十年公告第百七十七号)の別に知事が定める日のうち、次に掲げる地域に主たる事業所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るものについては、その期限が平成三十年七月五日から同年十一月二十六日までの間に到来するものについて、平成三十年十一月二十七日とする。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 都道府県名 | 地 域  |
|-------|--|
| 岡山県   | 岡山市北区 岡山市東区 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町                         |
| 広島県   | 広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 |
| 山口県   | 岩国市周東町   |
| 愛媛県   | 宇和島市 大洲市 西予市   |

## 公告第二百五十七号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件（平成三十年公告第百七十七号）の別に知事が定める日のうち、岡山県倉敷市真備町に主たる事務所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るものについては、その期限が平成三十年七月五日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについて、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（税 務 課）

（税 務 課）

## 公告第258号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,566,138円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
（保健福祉総務課）

## 公告第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

東根堰土地改良区

就任した役員

住所

役別 氏名

理事 野田 繁夫

同 舟山 正一

伊達市保原町所沢字入ノ内三九番地三  
同 市保原町大泉字小作逢三番地

（農村計画課）

## 公告第260号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 小型除雪車（1.3m級） 1台
  - (2) 小型除雪車（1.0m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 19,116,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 9,612,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年9月14日

（入札用度課）

## 公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま教育総合ネットワーククラウド業務の賃貸借契約について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ふくしま教育総合ネットワーククラウド業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年8月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
569,116,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（教育総務課）

福島県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月13日

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 福島県監査委員 | 長 | 尾 | トモ子 |
| 福島県監査委員 | 古 | 市 | 三久  |
| 福島県監査委員 | 美 | 馬 | 武千代 |
| 福島県監査委員 | 菅 | 家 | 惣一郎 |

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名     | 住 所                        |
|---------|----------------------------|
| 渡 部 和 俊 | 東京都品川区西中延一丁目6番4号           |
| 尾 崎 公 律 | 福島県福島市浜田町8番8号 ネオハイツ浜田町1003 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成30年11月13日から平成31年3月31日まで

(監査総務課)